

## 第二 1907年「癩予防ニ関スル件」

### 三 「癩予防ニ関スル件」の成立

光田の「癩病患者に対する処置に就て」が発表された直後の、1906（明治39）年、第22回帝国議会で山根正次らの議員立法案として「癩予防法案」が提出された。光田の持論を反映したもので、法案化を踏まえて光田も前掲論文を発表したと考えられる。

法案では、診察した医師にハンセン病患者の行政官庁への届出を義務付け、また、「行政官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ癩患者ヲ病院又ハ療養所ニ入ラシムルコトヲ得」と、患者の強制隔離も可能にしていた。ただし、その対象は「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」であり、「扶養義務者ナキトキ又ハ扶養義務者其ノ義務ヲ履行スルコト能ハサルトキハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ患者ヲ病院若ハ療養所ニ入ラシメ又ハ適當ノ場所ニ於テ救護ス」とあるように、放浪患者、貧困患者が隔離されることとなる。

2月24日、衆議院本会議で法案の説明をおこなった山根はハンセン病患者の存在は国家の軍事力・経済力の「妨」となると述べているが、3月26日、委員会でこの法案を審議した島田三郎も「日本ハ武力ニ於テ世界ノ一等国ニナツテ居ルニ拘ハラズ、野蛮国デナケレバ現ハレナイトコロノ此癩病患者ガ是ノ如ク多数アツテ、此取締法ニーモ注意ヲ払ハヌト云フコトニ至ツタナラバ、此点ニ於テハ日本ハ何分ニモ文明国ニ列スル面目ハナイ」と、法律の必要を力説した（『第二十二回帝国議会議院議事速記録』）。国力、あるいは国家の「面目」という視点から、法案の可決が求められた。

こうして、衆議院で法案は可決された。しかし、貴族院では時間切れで審議未了となった。そして、翌1907（明治40）年1月、第23回帝国議会で、第1次西園寺公望内閣から「癩予防ニ関スル法律案」が提出される。この法案は、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ従ヒ療養所ニ入ラシメ救護スヘシ」と、山根案と比べて放浪患者・貧困患者を主として隔離するという趣旨をより明瞭にした。しかし、その一方で、「適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ」と記し、放浪患者・貧困患者すべてを隔離するものでもないことを示している。そして、患者を収容するため、2道府県以上で療養所を設置することも規定した。

2月16日、衆議員本会議で、法案の説明に立った内務次官吉原三郎は、ハンセン病について「近世ノ学説ニ於キマシテ、一ツノ伝染病ト云フコトニ定マリマシタヤウデアリマスルガ、其経過ト云フモノガ甚ダ緩慢デアリマスルガタメニ、世人ノ注目ヲ惹キマスルコトガ、虎列刺病トカ、或ハ『ペスト』ノ如キニ至リマセヌガ、併ナガラ直接ノ接触、或ハ病毒ニ汚染シタル物品ノ媒介等ニ依リマシテ、他ニ伝染スルノ虞アルト云フコトハ、疑ナイコトデアラウ」と説明し、まず、ハンセン病が感染症であることを強調した。

そのうえで、吉原は「我国ニ於キマシテハ、此癩病患者ト云フモノガ、或ハ神社仏閣或ハ公園等ニ徘徊致シマシテ、其病毒ヲ伝播スルノ虞ガアルノミナラズ、又一方ニ於キマシテハ、随分是等ノ患者ガ、群集ノ目ニ触レマス所ニ徘徊ス致シテ居リマスルノハ、外觀上余程厭フベキコトデアラウト思ヒマスルデ、是等ノ取締ヲ為スコトガ、必要ナリト考ヘマスル」と立法の必要について説明した。この吉原の説明では、「病毒ヲ伝播スルノ虞」だけではなく、「外觀上余程厭フベキコト」も隔